



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年5月15日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
労働雇用課	労働企画係	岩田	内線 3663 直通 058-272-8402 FAX 058-278-2676

県内事業所におけるカスハラ対策の取組促進のため 「改正労働施策総合推進法等説明会」を開催します(参加者募集)

県では、より良い労働環境等の実現に向け、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)への対策の重要性について、事業主へ周知・啓発するとともに、労働者からの相談対応を行っています。

労働施策総合推進法の改正により、令和8年10月1日に全ての事業主にカスタマーハラスメント対策が義務付けられることになりました。このことについて広く周知を図るため、岐阜労働局との共催で、下記のとおり説明会を開催しますのでお知らせします。

記

1 日時・会場・定員

	日時	会場	定員
第1回 (高山会場)	令和8年6月22日(月) 13:30~15:30	飛騨・世界生活文化センター 大会議室	70名
第2回 (土岐会場)	令和8年7月3日(金) 13:30~15:30	セラトピア土岐 大会議室	100名
第3回 (岐阜会場)	令和8年7月9日(木) 13:30~15:30	長良川国際会議場 大会議室	200名
第4回 (オンライン)	令和8年7月21日(火) 13:30~15:30	Zoomによるオンライン配信 ※後日アーカイブ配信を実施予定	最大80回線

- 2 内 容 (1) 改正労働施策総合推進法(カスタマーハラスメント対策)
(2) 改正男女雇用機会均等法(就活セクシュアルハラスメント対策)
(3) 同一労働同一賃金のガイドラインの改正について
(4) 改正女性活躍推進法について

3 対 象 県内事業主、人事労務担当者 等

4 参加費用 無料

5 参加申込方法 以下のURL又は二次元コードから、岐阜労働局ホームページへアクセスのうえ、令和8年6月15日(月)までにお申込みください。
(定員に達し次第、受付終了)

【URL】

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/newpage_00871.html

【二次元コード】



6 問い合わせ先 岐阜労働局 雇用環境・均等室
TEL : 058-245-1550

7 その他 本説明会は、「岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議^{*}」と位置づけ、岐阜労働局と岐阜県との共催で開催します。

<会議構成員>

一般社団法人岐阜県経営者協会
岐阜県商工会議所連合会
岐阜県商工会連合会
岐阜県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会岐阜県連合会
岐阜県弁護士会
岐阜労働局
岐阜県警察
岐阜県

※県内企業におけるカスタマーハラスメント対策を促すとともに、より実効性の高い連携体制が構築できるよう関係機関・団体と情報共有・意見交換を実施するための会議